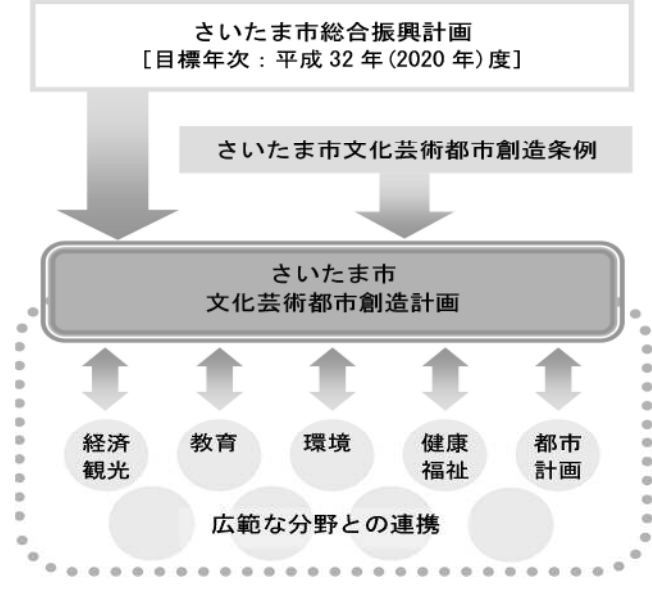


## 1 計画の位置づけ

本計画は、「さいたま市総合振興計画」を上位計画とし、平成24年4月1日に施行された「さいたま市文化芸術都市創造条例」に基づき、策定するもの。



## 2 計画期間

さいたま市総合振興計画の目標年次と合わせ、平成26年度(2014年)から平成32年度(2020年)までの7年間とする。

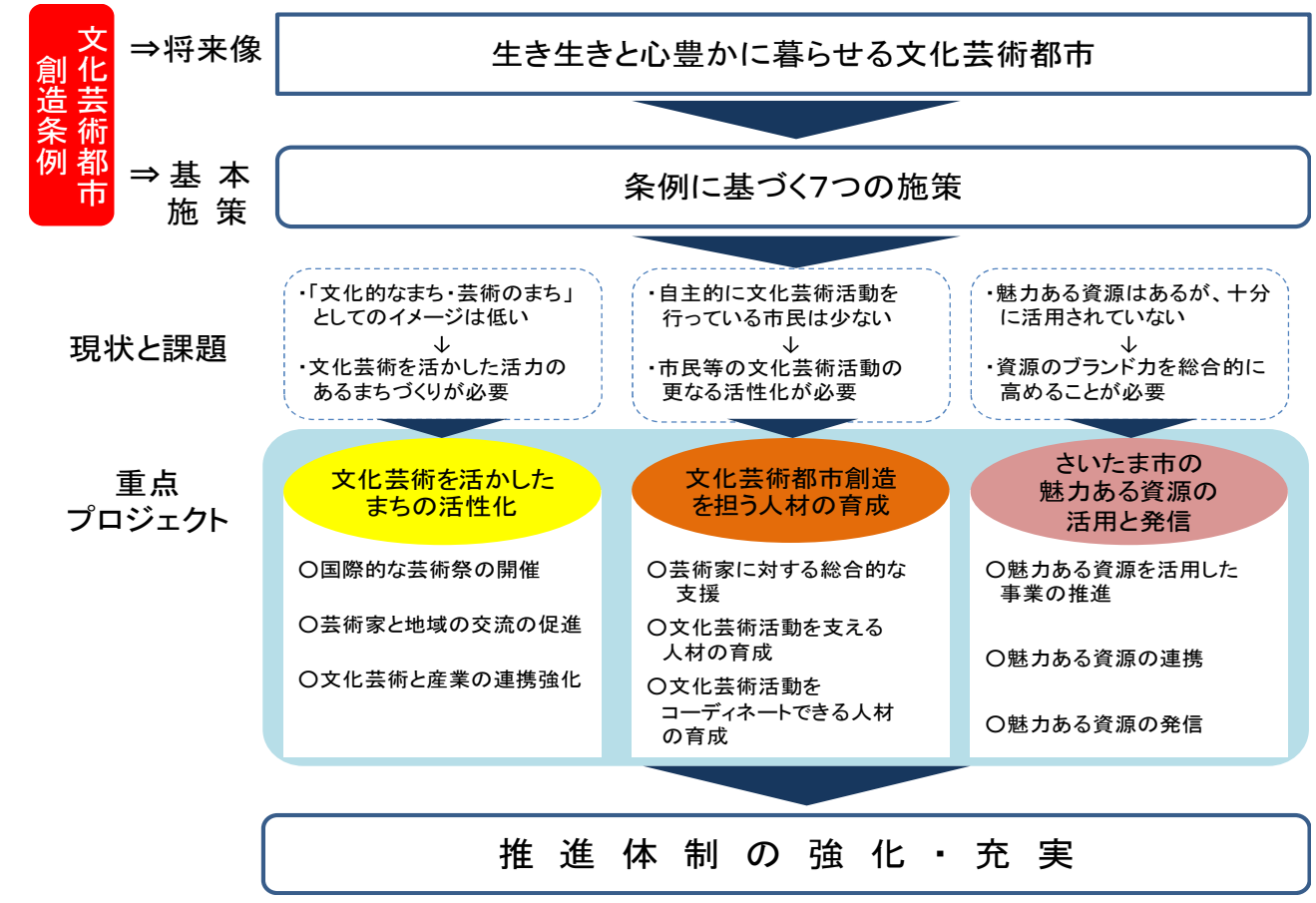
## 3 これまでの経過

【平成24年度】  
「文化芸術都市創造審議会」及び「文化芸術に関する意見交換会」を各3回開催。平成25年3月に計画素案(原案)を審議会に提示。

【平成25年度】  
「審議会」において、重点プロジェクトや推進体制等の審議を経て、市として計画素案を取りまとめ。

## 4 将来像の実現に向けた計画の全体像

この計画では、将来像の実現に向けて、条例に基づく7つの基本施策の具体的な取組を示し、さらに今後7年間の計画期間の中で、重点的に取り組むべき事項を定めた3つの重点プロジェクトを設定する。



## 5 計画の主な内容

### ◆7つの施策(別紙参照)

- 施策1 文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進
- 施策2 文化芸術に対する子どもの感性の向上
- 施策3 伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展
- 施策4 文化芸術に対する理解及び関心の促進
- 施策5 地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘・保護・活用
- 施策6 多様な文化芸術に触れる機会の提供
- 施策7 文化芸術活動の場となる施設の充実

### ◆3つの重点プロジェクト(本編P34)

- 重点1 「文化芸術を活かしたまちの活性化」  
主な取組) 国際的な芸術祭の開催、芸術家と地域の交流の促進、文化芸術と産業の連携強化  
⇒ (仮称)さいたまトリエンナーレの開催(シンボル事業)
- 重点2 「文化芸術都市創造を担う人材の育成」  
主な取組) 芸術家への総合的な支援、文化芸術活動を支える人材の育成、文化芸術活動をコーディネートできる人材の育成 ⇒ 創造的な人材に対する総合的な支援事業の実施
- 重点3 「さいたま市の魅力ある資源の活用と発信」  
主な取組) 「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」の活用・連携・発信 ⇒ 世界盆栽大会の開催

### ◆計画の推進に当たって(本編P40)

- 市は、企画・立案や財政支出を行い、有識者会議において、施策等の検証を行う。
- 「文化センター」を文化芸術都市創造に向けた「拠点施設」とし(本編P33)、市、文化振興事業団、文化施設等における指定管理者が事業を推進する。
- 安定的・継続的な事業の推進に向けて、既存の「文化財産等取得基金」を見直し、「(仮称)文化基金」を設置する。(本編P42)

## 6 今後のスケジュール

10月	11月	12月	1月	2月	3月
	☆審議会(中間報告) タウンミーティング	☆議会報告			☆審議会(答申)
	→		パブリックコメント	最終調整	→ ☆計画決定

## ＜基本施策の体系＞

基本施策の体系は、「さいたま市文化芸術都市創造条例」第7条に沿って定めるものです。

基本施策	事業展開	具体的な取り組み
<b>施策 1</b> 文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進	→ 1-1. 文化芸術活動に関わる人材の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 芸術家の活動機会の充実</li> <li>○ 文化芸術事業の企画・運営に関わる人材の育成</li> <li>○ 文化芸術団体の交流の促進</li> </ul>
	→ 1-2. 情報基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化ボランティアの活性化</li> <li>○ 文化芸術団体の活動支援</li> <li>○ 文化芸術活動に対する顕彰</li> </ul>
<b>施策 2</b> 文化芸術に対する子どもの感性の向上	→ 2-1. 子どもの文化芸術教育の推進	○ 文化芸術に関わる人材・団体情報の収集・提供
	→ 2-2. 子どもの鑑賞・発表・体験機会の充実	○ 文化芸術団体の情報発信に対する支援
<b>施策 3</b> 伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展	→ 3-1. 伝統的・民俗的な文化芸術の継承	○ 未就学児に対する鑑賞・体験機会の充実
	→ 3-2. 伝統的・民俗的な文化芸術に触れる機会の充実	○ 学校等との連携を通じた文化芸術教育の推進
<b>施策 4</b> 文化芸術に対する理解及び関心の促進	→ 4-1. 鑑賞機会の充実	○ 子どもを対象にした鑑賞・体験機会の充実
	→ 4-2. 活動への参加機会の充実	○ 子どもを対象にした発表機会の充実
	→ 4-3. 鑑賞・参加機会に関する情報収集・提供	○ 後継者育成に対する支援
<b>施策 5</b> 地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘・保護・活用	→ 5-1. 盆栽文化の振興	○ 人材等の情報収集・提供
	→ 5-2. 漫画文化の振興	○ 伝統的・民俗的な文化芸術の鑑賞・参加機会の充実
	→ 5-3. 人形文化の振興	○ 身近な鑑賞機会の創出
	→ 5-4. 鉄道文化の振興	○ 発表機会の充実
	→ 5-5. 多彩な文化芸術資源の発掘・保護・活用	○ 文化芸術事業に関する情報収集・提供
<b>施策 6</b> 多様な文化芸術に触れる機会の提供	→ 6-1. 文化芸術を通じた交流の促進	○ 大宮盆栽美術館を拠点とした盆栽文化の振興
	→ 6-2. 文化芸術によるまちづくり	○ 「大宮盆栽」のブランド化と関連産業の振興
<b>施策 7</b> 文化芸術活動の場となる施設の充実	→ 7-1. 文化芸術の活動の場となる施設の機能向上・充実	○ 漫画会館等を活用した漫画文化の振興
	→ 7-2. 文化芸術都市創造に向けた拠点機能の構築と施設連携	○ (仮称) 岩槻人形会館の整備
		○ 鉄道博物館等との連携強化
		○ 各区の個性を活かした文化芸術関連事業の推進
		○ 盆栽文化と触れあえる機会の拡充
		○ 漫画文化に関わる人材の育成
		○ 人形関連産業の振興
		○ 鉄道文化に関わる情報発信の強化
		○ 文化財の保存・継承
		○ 国際的な文化芸術イベントを通じた交流
		○ 本市とゆかりのある都市との交流
		○ 文化芸術資源を活かしたまちづくり
		○ 多様な芸術家と地域の交流
		○ 文化芸術を活かしたまちづくり事業への支援
		○ 利用者や時代のニーズに合わせた施設機能の向上
		○ 利用者の利便性向上
		○ 利用者により優しい施設の創出
		○ 拠点機能の構築
		○ 拠点施設を中心とする文化施設間の連携